

西脇税務署からのお知らせ

◎「自宅からの電子申告」に協力ください

申告書の作成は、パソコンやスマートフォンから国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

スマホ申告には、マイナンバーカード（マイナポータルアプリをインストールしたスマホ）又は税務署で事前に発行したID・パスワードが必要です。

＜イータックス・作成コーナーヘルプデスク＞

「作成コーナー」の操作方法などに関するご質問を
お問い合わせください。

TEL0570-01-59001

◎確定申告に関するご相談にはチャットボットをご利用ください

チャットボットとはAIが自動で回答するウェブサービスです。

（メンテナンス時間を除き、
24時間ご利用いただけます。）

◎所得税及び復興特別所得税の納期限

（3月15日（金））

◎消費税及び地方消費税の納期限

（4月1日（月））

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です。

◎確定申告会場の開設について

■ 開設期間

2月16日（金）から3月15日（金）

■ 開設時間

午前9時から午後5時まで

※ 相談の受付時間は、午後4時まで

※ 会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の入手方法は、国税庁ホームページをご確認ください。

※ 会場では、ご自身のスマートフォンと「マイナンバーカード」を利用した申告書の作成・送信を推進していますので、「利用者証明用電子証明書」の暗証番号（数字4桁）及び「署名用電子証明書」の暗証番号（英数字6桁×16桁）を事前にご確認ください。

■ 場所 西脇税務署 1階

◎贈与税及び譲渡（土地等）・山林所得の申告相談日について

贈与税及び譲渡（土地等）・山林所得の申告相談については、左記のとおり相談日を指しておきますので、ご注意ください。

【令和6年】

月	火	水	木	金
				2/16
19	20	21	22	23 祝日
26	27	28	29	3/1
4	5	6	7	8
11	12	13	14	15

※ カレンダーに「○」がついている日が相談日となります。

◎消費税の確定申告のお知らせについて

消費税の免税事業者であった方が令和5年10月1日からインボイスの発行事業者となった場合は、登録日以降の売上げ等について、消費税の申告が必要となります。

《消費税及び地方消費税の確定申告書提出期限》

令和6年4月1日（月）

◎ 公益社団法人 西脇納税協会が開設する相談会場

開設日	会場	開設時間
2月6日（火）	茜が丘複合施設「Miraie（みらいえ）」 （西脇市野村町茜が丘 16 番地の1）	午前 10 時 ～ 12 時
2月9日（金）	ベルディーホール （多可町中区中村町 135）	午後 1 時 ～ 4 時 （混雑状況により早めに終了する場合があります。）
2月13日（火）	黒田庄地区会館「黒っ子プラザ」 （西脇市黒田庄町前坂 2140）	

- ※ 会場は、西脇納税協会が、近畿税理士会西脇支部の協力により開設しています。
- ※ 相談内容によっては、お受けできない場合があります。
（土地・建物の譲渡所得、贈与税、相続税など）
- ※ お持ちの方は、マイナンバーカード又は税務署などで交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知書」をご用意ください。